

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会被服貸与規程（昭和33年岩手県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
被服の貸与を受けることができる職員		貸与する被服の種類	数	貸与期間（年）	備考	被服の貸与を受けることができる職員		貸与する被服の種類	数	貸与期間（年）	備考
所属名	職員					所属名	職員				
[略]					[略]						
各県立学校	船舶に乗り組む職員	[略]				各県立学校	船舶に乗り組む職員	[略]			
	高等学校又は特別支援学校の理科の実験又は商業科の商品の実験に従事する職員	[略]					中学校の理科の実験に従事する職員	実験衣	1	2	
	高等学校又は特別支援学校において調理の実習に従事する職員	[略]					高等学校又は特別支援学校の理科の実験又は商業科の商品の実験に従事する職員	[略]			
	[略]	[略]					中学校の技術の実習に従事する職員	作業衣 作業靴	1 1	2 2	
	高等学校又は特別支援学校の体育の実技に従事する職員	[略]					中学校において調理の実習に従事する職員	作業衣	1	2	
	[略]	[略]					高等学校又は特別支援学校において調理の実習に従事する職員	[略]			
	本務として農作業に従事する実習助手及び作業員	[略]					[略]	体育の実技に従事する職員	[略]		
	[略]	[略]					[略]	[略]			
	[略]	[略]					本務として農作業に従事する実習教諭及び作業員	[略]			
	[略]	[略]					[略]	[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。